

(案)



古賀市屋外広告物の手引き



1. はじめに

古賀市では、古賀らしい良好な景観形成をさらに推進していくため、平成31年3月に古賀市景観計画を策定しました。

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど私たちの身近なところで日常的に目にするものであり、まちの景観を構成する重要な要素といえます。まちのにぎわいの創出にも寄与する一方で、その規模や色彩に統一感がない広告物が無秩序に設置されれば、まちの良好な景観を阻害することにもなります。

このため、屋外広告物の表示について適切に誘導することにより、良好な景観形成に向けて取り組むこととします。

この手引きでは、古賀市の景観を守るため、地域ごとの規制の概要と、様々な形態の屋外広告物の基準について解説しています。

2. 屋外広告物と許可申請

(1) 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、独立広告、屋上広告、壁面広告、はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの、自動車の外面を利用する広告物を指します。

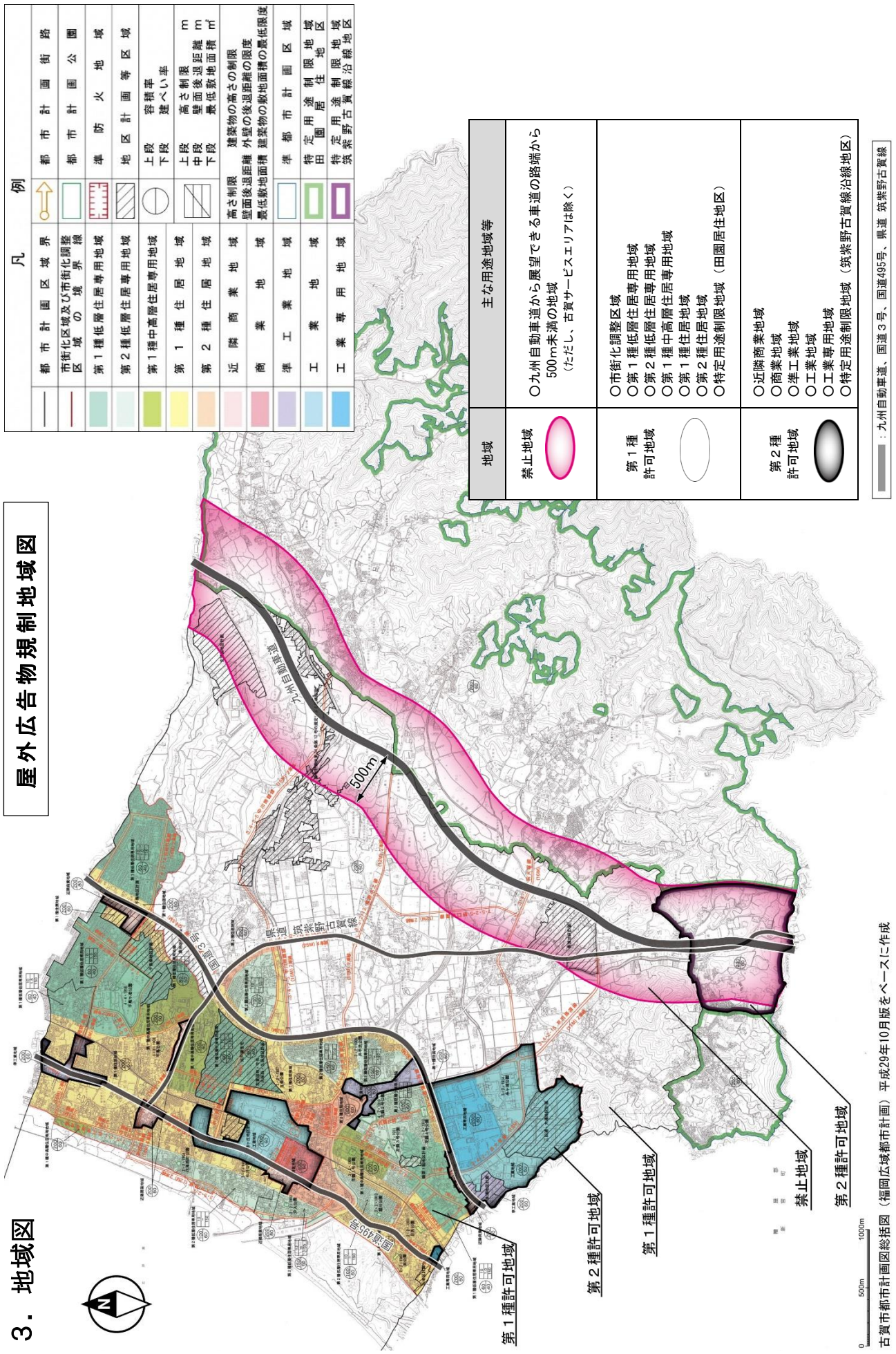
営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利なものであっても常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します（公有地、民有地を問いません）。

(2) 許可申請とは

古賀市内で屋外広告物を表示する場合は、市長の許可が必要です。許可期間内に屋外広告物の変更や改造を行う場合や、許可期間後も引き続き屋外広告物を表示する場合も、市長の許可が必要です。

なお、一定の条件を除き、規定の適用除外となる場合があります。

3. 地域図



屋外広告物規制地域図

凡例	
都市計画区界	都市計画街路
市街化区域及び市街化調整区域の境界線	都市計画公園
第1種低層住居専用地域	準防火地域
第2種低層住居専用地域	地区計画等区域
第1種中高層住居専用地域	上段 容積率 下段 建ぺい率
第1種住居地域	高さ制限 m
第2種住居地域	壁面後退距離 m
近隣商業地域	最低敷地面積 ㎡
商業地域	高さ制限 壁面後退距離の限度 最低敷地面積 建築物の敷地面積の最低限度
準工業地域	準都市計画区域
工業地域	特定用途制限地域 田園住居地域
工業専用地域	特定用途制限地域 特定用途制限地域 築紫野古賀線沿線地区

地域	主な用途地域等
禁止地域 	○九州自動車道から展望できる車道の路端から500m未満の地域 (ただし、古賀サービスエリアは除く)
第1種許可地域 	○市街化調整区域 ○第1種低層住居専用地域 ○第2種低層住居専用地域 ○第1種中高層住居専用地域 ○第1種住居地域 ○第2種住居地域 ○特定用途制限地域(田園住居地区)
第2種許可地域 	○近隣商業地域 ○商業地域 ○準工業地域 ○工業地域 ○工業専用地域 ○特定用途制限地域(築紫野古賀線沿線地区)

：九州自動車道、国道3号、国道495号、県道 築紫野古賀線

古賀市都市計画図総括図(福岡広域都市計画)平成29年10月版をベースに作成

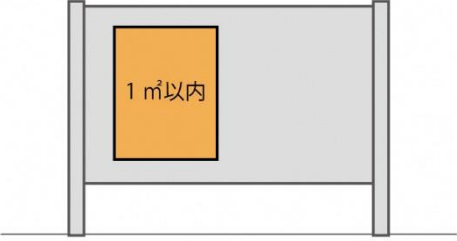
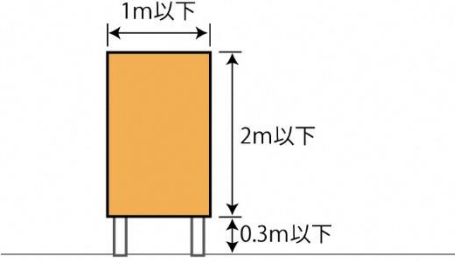
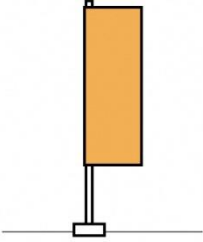
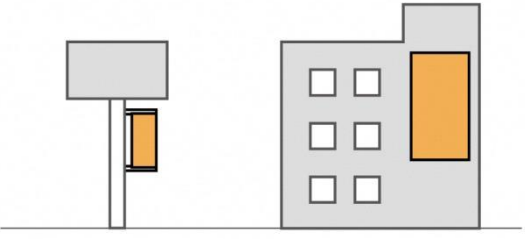
4. 許可基準等

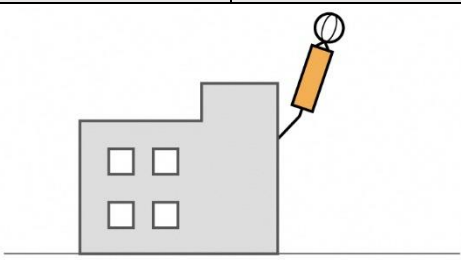
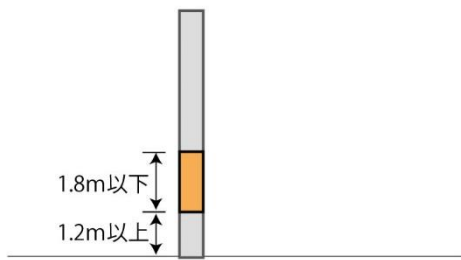
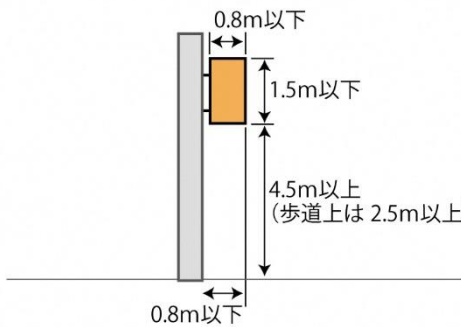
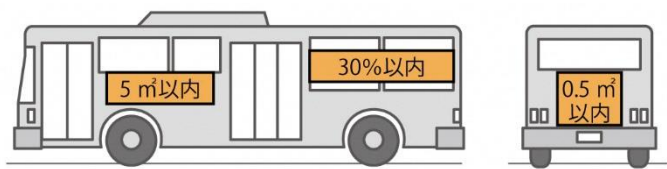
(1) 屋外広告物の定義

種 類	内 容
①独立広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、立体的又は平面的に広告内容を表示するもの。
②屋上広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上を利用して取り付けられ、立体的又は平面的に広告内容を表示するもの。
③壁面広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面又は屋上構造物の壁面その他の工作物等を利用して取り付け又は直接塗付され、立体的又は平面的に広告内容を表示するもの。
④突出広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面を利用して取り付けられ、立体的又は平面的に広告内容を表示するもの。
⑤はり紙	紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して貼り付けて、広告内容を表示するポスター、ビラ等。
⑥はり札等	紙、木、合成樹脂又は、金属等の材料を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。 (屋外広告物法第7条第4項に規定するはり札等をいう。)
⑦立看板等	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、建築物その他の工作物等を利用して立てかけられ移動性のあるもので広告内容を表示するもの。(屋外広告物法第7条第4項に規定する立看板等をいう。)
⑧広告旗	布等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。 (屋外広告物法第7条第4項に規定する広告旗をいう。)
⑨広告幕	布等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。 (広告旗に該当するものを除く。)
⑩アドバルーン	綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用したものであって、広告内容を表示するもの。
⑪電柱、街灯柱 その他これらに 類するものを利用するもの	電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する直接塗付、巻付け及び突出するもの。
⑫自動車の外面を利用するもの	バス等の車体を利用して広告内容を表示するもの。

(2) 地域別の許可基準

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域
①独立広告	高さ	10m以下	15m以下
	面積	30㎡以内(1面あたり)	50㎡以内(1面あたり)
	相互間距離	同一地番内に2つ以上の独立広告を表示するときは5メートル以上	同一地番内に2つ以上の独立広告を表示するときは1メートル以上
	イメージ	<p>30㎡以内 10m以下 1面：30㎡以内</p>	<p>50㎡以内 15m以下 1面：50㎡以内</p>
②屋上広告	高さ	建築物の高さの2/3以下 建築物の高さを含め50m以下	
	イメージ	<p>50m以下 建築物の高さの2/3以下</p>	
③壁面広告	面積	1/3以内(1壁面あたり)	3/5以内(1壁面あたり)
	イメージ	<p>1/3以内</p>	<p>3/5以内</p>
④突出広告	面積	20㎡以内(1面あたり)	
	道路に突出する場合	道路境界から1m以内、かつ、設置高は道路上4.5m以上、歩道上2.5m以上	
	イメージ	<p>20㎡以内</p>	

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域
⑤はり紙 ⑥はり札等	面積	1㎡以内（1枚あたり）	
	イメージ		
⑦立看板等	縦	2m以下	
	横	1m以下	
	脚の長さ	0.3m以下	
	イメージ		
⑧広告旗	イメージ		
⑨広告幕	面積	独立広告に設置しているものは独立広告の基準に含む 壁面広告のように設置しているものは壁面広告の基準に含む	
	イメージ	 <p style="text-align: center;">独立広告に固定 建築物の壁面に固定</p>	

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域
⑩アドバルーン	イメージ		
⑪電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの	直接塗付、巻付けるもの	設置高	1. 2 m以上
		縦	1. 8 m以下
		イメージ	
		設置高	道路上4. 5 m以上 歩道上2. 5 m以上
	突出するもの	出幅	0. 8 m以下
		縦	1. 5 m以下
		横	0. 8 m以下
		イメージ	
⑫自動車の外面を利用するもの	面積	定期路線バス1台につき 側面毎に5㎡以内、後面0. 5㎡以内、 窓面利用の場合、側面及び後面毎に窓面面積の30%以内	
	イメージ		

5. 禁止地域

●屋外広告物を表示してはならない地域又は場所

- ①文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の敷地及びその周辺の地域のうち規則で定める地域
- ②文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域又は場所及びその周辺の地域のうち規則で定める地域
- ③森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち規則で定める地域
- ④九州自動車道から展望できる車道の路端から500m未満の地域
- ⑤古墳及び墓地

6. 禁止物件

●屋外広告物を表示してはならない物件

- ①橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、分離帯及び高架構造物
- ②街路樹及び路傍樹
- ③信号機、道路標識、道路の防護柵、駒止、里程標、カーブミラー、パーキング・メーター、道路情報管理施設その他これらに類するもの
- ④銅像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑤消火栓、火災報知機及び防火水槽
- ⑥公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト
- ⑦送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧煙突及びガスタンク、貯水タンクその他これらに類するもの
- ⑨電柱、街灯その他これらに類するものには、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない

7. 禁止屋外広告物等

●表示してはならない屋外広告物

- ①著しく汚損し、退色し、又は塗料等がはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

8. 適用除外

(1) 許可を受けることなく、許可地域、禁止地域、禁止物件に表示できる屋外広告物

- ①道路法、道路交通法、建設業法、消防法等、法令の規定によるもの
- ②公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板等
- ③国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの
簡易な広告物以外は市長との事前協議により同意が得られたものに限る
- ④寄贈者名等を公益上必要な施設又は物件に表示するもの
表示面積の合計が0.5㎡以内かつ、広告物を表示する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面面積の1/20以内

(2) 許可を受けることなく、許可地域、禁止地域に表示できる屋外広告物

- ①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物又はこれの掲出物件（以下「自家用広告物等」という。）の表示面積の合計が禁止地域にあっては5㎡以内、許可地域にあっては15㎡以内のもの
- ②自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの
表示面積の合計が5㎡以内
- ③工事現場の塀などに工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
- ④冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗など一時的に表示するもの
- ⑤講演会、展覧会、音楽会等の会場の敷地内に表示するもの
- ⑥自動車に表示するもので、所有者の名称、自己の事業等又は営利を目的としない宣伝、行事等を表示するもの
表示面積の合計が10㎡以内
- ⑦拠点が古賀市以外にある定期路線バス等、拠点地の条例に従って表示するもの
- ⑧人、動物、車両（自動車は除く）に表示するもの
- ⑨生命、身体、財産に対する危険を知らせることを目的とするもので、営利を目的としないもの
表示面積の合計が1㎡以内

(3) 許可を受け、禁止地域に表示できる屋外広告物

- ①自家用広告物等の表示面積の合計が15㎡以内のもの
- ②道標、案内板等公衆の利便に供することを目的としたもので、表示面積が10㎡以内のもの

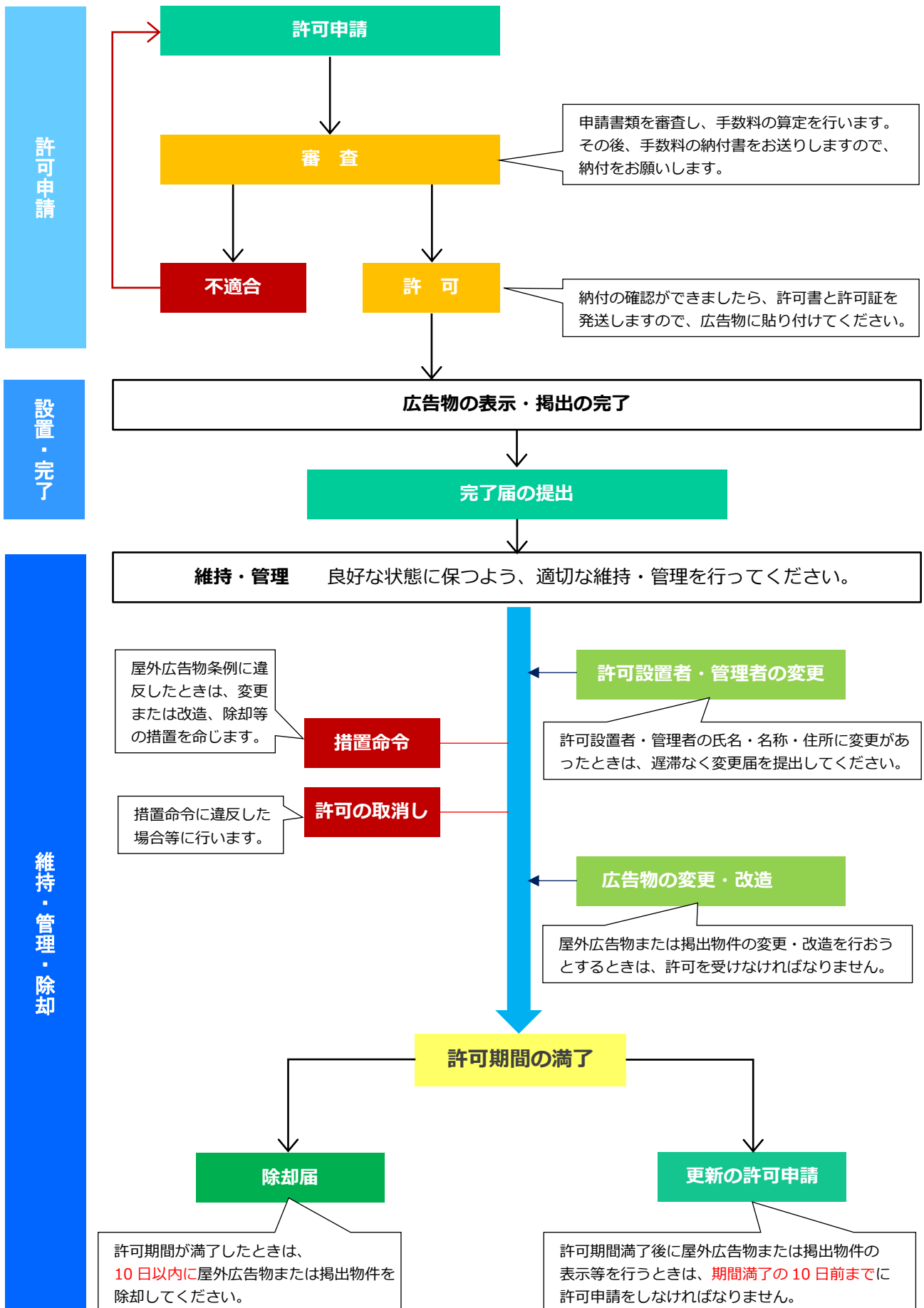
(4) 許可を受けることなく、禁止物件に表示できる屋外広告物

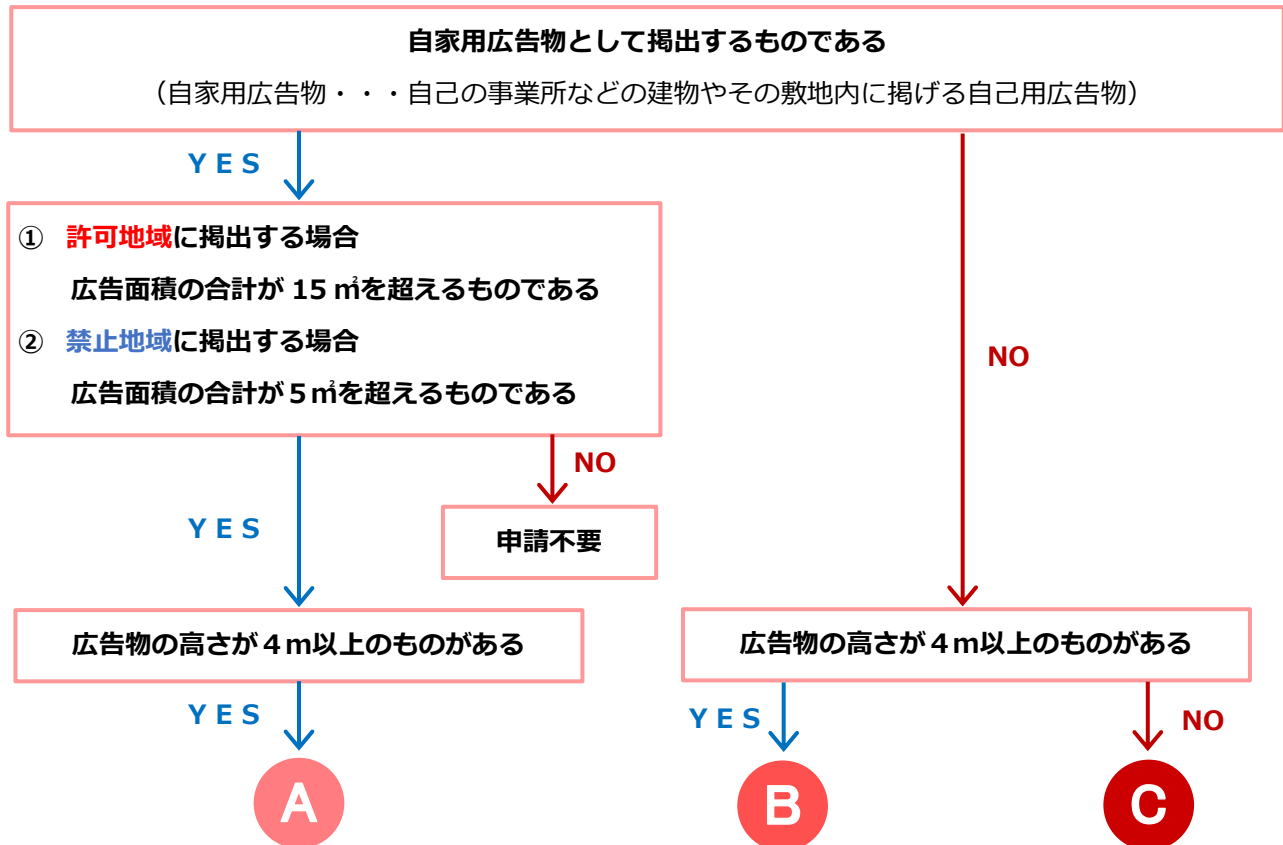
- ①送電塔、貯水タンク等に表示する自家用広告物等の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- ②その他禁止物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積の合計が5㎡以内のもの

(5) 許可を受けることなく、許可地域に表示できる屋外広告物

- ①政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するはり紙、はり札等、看板等
表示期間1か月以内

9. 許可申請の手続き

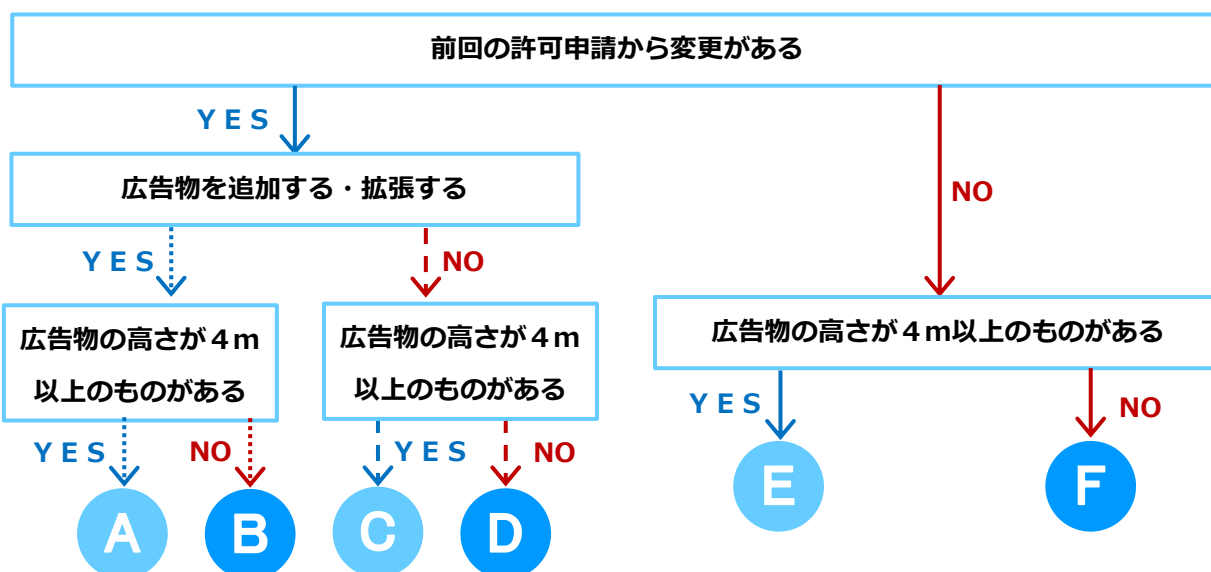




■提出書類一覧

提出書類	A	B	C	備考
屋外広告物申請書（第1紙）	○	○	○	
屋外広告物許可書（第2紙）	○	○	○	
広告物の図面	○	○	○	
広告物の写真	△	△	△	既存であれば添付
屋外広告物自主点検結果報告書 （様式第3号）	△	△	△	既存であれば添付 A、Bについては有資格者のみ
屋外広告物管理者等設置・変更届 （様式第5号）	△	△	—	有資格者のみ管理者にできる ※第1紙に記載がある場合不要
広告物設置承諾書の写し	—	○	○	
資格者証の写し	○	○	—	
福岡県屋外広告業登録通知書の写し	△	△	△	
工作物確認済証の写し	△	△	—	A、Bのみ 申請中の場合は工作物確認許可後に提出
道路占用許可証の写し	△	△	△	工作物を道路上（上空含む）に掲出する場合に必要

※有資格者：一級建築士、二級建築士、屋外広告士



■ 提出書類一覧

提出書類	A	B	C	D	E	F	備考
屋外広告物申請書（第1紙）	○	○	○	○	○	○	
屋外広告物許可書（第2紙）	○	○	○	○	○	○	
広告物の図面	○	○	—	—	—	—	更新に併せて変更がある場合は添付が必要
広告物の写真	○	○	○	○	○	○	既存であれば添付
屋外広告物自主点検結果報告書（様式第3号）	○	○	○	○	○	○	既存であれば添付 A、C、Eについては有資格者のみ
屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第5号）	△	—	△	—	△	—	A、C、Eについては有資格者のみ 管理者にできる
広告物設置承諾書の写し	△	△	△	△	△	△	地権者の変更があれば添付
資格者証の写し	○	—	△	—	△	—	C、Eについては変更がある場合のみ
福岡県屋外広告業登録通知書の写し	△	—	△	—	△	—	広告業者の変更及び、登録を更新した場合は添付
工作物確認済証の写し	△	△	—	—	—	—	A、Bのみ申請中の場合は許可後に報告（写し）
道路占用許可書の写し	△	△	—	—	—	—	A、Bのみ工作物を道路上（上空含む）に掲出する場合に必要

※有資格者：一級建築士、二級建築士、屋外広告士

10. 経過措置

古賀市屋外広告物条例の施行前に、福岡県屋外広告物条例により許可を受けている屋外広告物については、市の条例施行後10年間は変更や改造を行わない限り、市条例の規定による許可を受けたとして引き続き表示又は設置することができます。

以下の表にてご確認ください。

表は挿入予定



古賀市 建設産業部 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL : 092-942-1119

E-mail : kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp